

受験生の皆さんへ

【重要】令和5年度第2回修士課程入学試験及び博士後期課程編入学試験における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止対策及び追試験の実施について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止の観点から、今回の入試では、感染予防策を講じた上で入学試験を実施するとともに、追試験を実施します。受験にあたっては以下の点にご留意ください。

#### 受験を認めない場合

以下のいずれかに該当する場合は、受験することができません。

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の場合
- ② 保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた（保健所からの連絡が感染者等から間接的に伝達された者を含む）者で、新型コロナウイルス感染者と最後に接触をした日から起算して試験日が5日以内である場合

※以下Ⅰ．Ⅱ．のいずれかに該当する者を除く

Ⅰ．2日目及び3日目に薬事承認を受けた抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合で試験日が3日目以降である者

Ⅱ．以下の全てに該当する者

- (1) 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））が実施されていないこと。または実施されている場合、検査結果が陰性であること
- (2) 受験当日も無症状であること
- (3) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せずに、かつ人が密集する場所を避けて試験場に行くことができること

※上記(1)~(3)の全てに該当する者が受験を希望する場合、試験前日までに人間・環境学研究科大学院掛まで連絡すること

#### 試験日までに体調不良が生じた場合の対応

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認するようにしてください。試験前約1週間以内に体調不良が生じた場合（とくに新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良が生じた場合）は、医療機関を受診して、医師の診断を受けるとともに、適切な治療を受けておくようにしてください。

#### 試験会場での対応

- (1) 試験当日に新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良\*がある場合は、試験開始前に試験事務室に申し出てください。風邪や胃腸炎など受験可能な疾患と診断されている場合は、その旨を記載した診断書を試験事務室に提出してください。

\* 37.5℃以上の発熱、息苦しさ、全身倦怠感、味覚・嗅覚異常、激しい咳、下痢など

- (2) 問診や体温測定により新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良が確認された場合、受験を取りやめていただくことがあります（(1)による診断書の提出があった場合を除く）。
- (3) 試験開始後に体調不良が生じた場合も、無理をして受験を続けず、監督者に申し出てください。試験時間中に激しい咳を何度もしていたり、あるいは明らかに体調不良であったりして、他の受験者や監督者に影響があると判断した場合は、試験途中で、受験を取りやめていただくことがあります。

#### 追試験の申請

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関連した理由で、受験ができない、あるいは受験を取りやめた場合は、追試験の受験を申請してください。
- (2) 追試験は令和5年3月1日（水）、2日（木）（予備日3日（金））に行います。合格発表は令和5年3月10日（金）の予定です。
- (3) 追試験はオンラインにより行います。実施方法の詳細は、博士後期課程編入学試験については令和5年2月1日（水）、修士課程入学試験については令和5年2月10日（金）に、研究科ホームページの入試情報に掲載します。
- (4) 追試験の受験が認められる要件は以下の通りです。
  - ① 試験当日に新型コロナウイルス感染症に罹患している（要、医師の診断書）
  - ② 保健所等の公的機関により濃厚接触者と特定されており、新型コロナウイルス感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して試験日が5日以内である（要通知文書、または通知内容を志願者が記載して署名したもの）  
※保健所からの連絡が感染者等から間接的に伝達された者を含む
  - ③ 本邦の入国制限等、不可抗力の理由により試験日に入国できなかった（要、説明文書）**※外国の政府等が定める制限により入国出来なかった場合は含まない**
  - ④ 試験会場での問診や体温測定で、発熱や咳、全身倦怠など新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が確認されたことにより受験が認められなかったなお④の場合、早急に医療機関を受診し、受験を取りやめた理由となった体調不良に関する診断書を取得しておいてください。受診の結果、新型コロナウイルス感染症ではなかったとしても、診断書の提出があれば追試験の受験を認めます。診断書がない場合、追試験の申請はできません。
- (5) 追試験の受験を希望する場合は、できるだけ試験前日までに、試験当日の場合は午前9時までにメールで大学院掛宛[110jinkan\_jimu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp]に連絡してください。連絡が遅れた場合は、追試験の受験を認めないことがあります。
- (6) 追試験の受験希望者は、以下の書類を提出してください。

1. 追試験受験申請書（様式1）

2. 次の書類のいずれか：

- ・医師の診断書（(4)の①・④該当者）
- ・濃厚接触者の通知文書、または通知内容を志願者が記載して署名したもの（(4)の②該当者）
- ・理由書（様式2）（(4)の③該当者）

※ 追試験受験者には追加書類の提出を求める場合があります。

詳細は、後日、追試験受験者に個別に通知します。

提出先：〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町

京都大学大学院人間・環境学研究科大学院掛

締切：令和5年2月13日（月）

提出方法：郵送又はメール[110jinkan\_jimu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp]にて提出

### 検定料の返還

上述の「受験を認めない場合」①②、「試験会場での対応」②のいずれかに該当する、または入国制限、航空便のキャンセル等により入国が困難であることにより受験できなかった場合は検定料の返還ができます。令和5年2月16日(木)までに検定料返還書類を提出してください。検定料返還書類は大学院掛[110jinkan\_jimu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp]へメールで請求してください。

### マスクの着用と手指消毒のお願い

- (1) 試験当日はマスクを持参し、試験会場では常に着用してください。ただし、顔の確認等で一時的に外していただくことがあります。フェイスシールドまたはマウスシールドの着用のみでは受験することはできません（マスクとともに使用することは可能です）。
- (2) 疾患や障害等でマスクの着用が困難な場合や、基礎疾患を有することにより別室での受験を希望する場合は令和5年1月31日（火）までに、その理由とともに大学院掛[110jinkan\_jimu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp]にメールにて申し出てください。事前の申し出を行わず、当日の申し出によりマスクを着用せずに受験することや、基礎疾患を有する者が別室での受験をすることはできません。
- (3) 試験会場の入口に消毒剤を用意しますので、入退室時に手指消毒をお願いします。アルコールを含む消毒液に過敏な方はご自分に合ったものを持参してください。

### 試験当日の服装と昼食・休憩時間

- (1) 試験室の換気のため、窓の開放を行う可能性や、通常よりも空調を強く入れる可能性があります。屋外からの風や空調からの風が体にあたる可能性がありますので、服装にはご注意ください。
- (2) 修士課程入学試験の試験第1日目は、昼食休憩をはさんで試験が行われます。昼食は試験室で取っていただいて結構ですが、自席以外には座らず、他者との接触、会話もできるだけ避けてください。また、昼食終了後はすぐにマスクを着用してください。

以上の内容に変更がある場合は、ホームページ上の入試情報（[https://www.h.kyoto-u.ac.jp/entrance\\_exam/](https://www.h.kyoto-u.ac.jp/entrance_exam/)）に掲載しますので、受験に際しては最新情報をご確認ください。

### 問い合わせ先

人間・環境学研究科大学院掛 メールアドレス： 110jinkan\_jimu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp